

# 飛騨市議会基本条例

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、議会及び議員の活動の活性化と充実を図るため、市民参加、行政との議論並びに議員間での議論を通じて、開かれた議会運営の基本事項を定めることによって、市民の福祉向上と市政の発展に寄与することを目的とする。

### (基本理念)

第2条 議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる基本理念を定める。

- (1) 市民の代表機関として、市民と情報を共有し、市民の意見を市政に反映させる。
- (2) 二元代表制の一翼を担う議事機関として、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の執行を監視及び評価し、政策提言を行うとともに政策立案に努める。
- (3) 議決事項を決定する機関として、その責任を深く認識し、合議体としての役割を果たす。

## 第2章 議会及び議員の活動原則

### (議会の活動原則)

第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき議会活動を行わなければならない。

- (1) 公正性と透明性を確保するとともに、市民に開かれたわかりやすい議会運営を行うこと。
- (2) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政の政策形成に適切に反映できるよう、市民参加の機会の拡充に努めること。
- (3) 市民の多様な意見等を考慮した政策提言を行うとともに、政策立案に努めること。
- (4) 二元代表制の一翼を担う議事機関として、市民本位の立場から、市長等の政策の決定及び執行について監視し評価すること。
- (5) 重要な政策については、政策立案段階からの論点を把握し、より慎重な審議及び審査に取り組むこと。
- (6) 議員間での自由な討議を重ね、合意形成に努める議会運営を行うこと。
- (7) 議会が議員、市長、市民等の自由な討論の場であるとの認識を持ち、その実現

のために、この条例に規定するもののほか、議会に係る条例、規則、規程等の継続的見直しを行うこと。

- (8) 議会運営は、市民の傍聴の意欲が高まるよう、分かりやすい視点、方法等で行うこと。

(議員の責務及び活動原則)

第4条 議員は、市民全体の福祉の向上を目指し、不断の研さんを行い公正かつ誠実に活動を行い、市民の代表者としての責任を果たすことを責務とし、次に掲げる活動原則に基づいて活動しなければならない。

- (1) 議員は、市民の代表として市民の意見を的確に把握すること。
- (2) 議員は、市政に関する調査研究に積極的に取り組むこと。
- (3) 議員は、議会が合議制機関であることを認識し、議員間の自由討議を積極的に行うこと。

(会派)

第5条 議員は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する会派を結成することができる。

- 2 会派は、会派間で必要に応じて議会運営及び政策等に関する意見調整を行い、合意形成に努めるものとする。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、会派の代表者の会議を開催することができる。
- 4 前項の会派代表者会議に関し必要な事項は、別に定める。

### 第3章 市民と議会の関係

(公開)

第6条 議会は、全ての会議を原則として公開するものとする。

(広報広聴)

第7条 議会は、市民への説明責任を果たすとともに、市民意見の把握に努めるため、議会広報を始めあらゆる手段と方法を用いて広報広聴に努めなければならない。

- 2 議会は、議会における審議の内容及び過程を市民に説明するとともに、政策課題について市民と意見を交換するため意見交換会を開催するものとする。
- 3 前項の意見交換会に関し必要な事項は、別に定める。

- 4 議会は、情報の共有及び市民との意見交換を推進するための組織として、広報広聴委員会を設置する。
- 5 前項の広報広聴委員会に関し必要な事項は、別に定める。
- 6 議会は、議案に対する各議員の態度を議会広報等で公表する等、情報の提供に努めるものとする。

(議決責任)

第8条 議会は、議決責任を深く認識するとともに、議案等を議決し、自治体としての意思決定又は政策決定をしたときは、市民に対して説明する責務を有する。

(市民参加)

第9条 議会は、市民参加の多様な機会を設けるとともに、市民との協働を推進するものとする。

- 2 議会は、請願及び陳情の審議においては、必要に応じて当該請願者又は陳情者の意見を聴くことができる。
- 3 議会は、必要に応じて市の政策課題について市民とともに学ぶ機会を設けるものとする。

#### 第4章 議会と市長及び執行機関との関係

(市長等との議論)

第10条 議会審議における議員と市長等との関係は、対等な緊張関係を保持し、議事機関としての責務を果たさなければならない。

- 2 本会議における市長等に対する質疑及び質問は、論点及び争点を明らかにするため一問一答方式とする。
- 3 議長から本会議及び委員会等への出席を要請された市長等は、議員による提出議案、政策提言、質疑及び質問に関し、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

(議会審議における論点情報の形成)

第11条 議会は、市長等が提案及び説明する重要な政策等について深く審議を行うため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策立案の背景
- (2) 提案に至るまでの経緯

- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討とその内容
- (4) 市民参加の実施の有無とその内容
- (5) 総合計画との整合性
- (6) 財源措置
- (7) 将来に渡るコスト計算

(予算及び決算の審査)

第12条 議会は、予算及び決算の審査に当たっては、市長に対し、事業評価及び事業別の予算概要等の資料の提出を求め、立案・執行における論点及び争点を明確にし、執行後の政策評価に資する審査に努めなければならない。

(議決事件の追加等)

第13条 議会は、必要に応じて地方自治法第96条第2項の規定に基づき議決事件を追加するとともに、追加した議決事件については、政策立案段階での報告を市長等に義務付けるものとする。

2 前項の議決事件の追加等に関し必要な事項は、別に条例で定める。

#### 第5章 議員間の討議による合意及び政策の形成

(合意形成・自由討議)

第14条 議会は、合議制の機関であることを踏まえ、議員間で自由な討議を重ね合意形成に努めるものとする。

2 議長及び委員長は、議会が議論する場であることを踏まえ、議員間の自由な討議を重視した議会及び委員会の運営に努めるものとする。

(政策形成)

第15条 議会は、市長等とともに市の政策形成を担う機関として、十分な審議による政策の決定、市長等に政策の改善又は立案を求める政策提言及び本会議での政策提案に向けた政策立案を通じて、市の政策水準の向上を図るものとする。

2 議会は、政策提言及び政策提案の内容を市民に明らかにするものとする。

(政策討論)

第16条 議会は、議員間の討論を通じて政策提言及び政策提案の内容の質を高めるとともに、政策課題についての議員の共通認識を醸成するため、議員全員で構成する政策討論会を行うものとする。

2 市長等への政策提言及び本会議での政策提案については、必要に応じて政策討

論会で合意形成を図るものとする。

3 前項の政策討論会に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会による政策提言)

第17条 委員会は、市民の意見等を考慮した政策課題について調査研究を行うとともに、市民及び行政との議論を踏まえ、委員間で政策提言に向けた討議を行うものとする。

2 委員会は、事業評価及び決算審査の結果を踏まえて政策提言を行うとともに、提言を行った政策に関する予算の確認及び執行の評価結果を点検し、その結果を次の政策提言に反映させるものとする。

3 委員会は、政策提言の作成に当たっては、提言しようとする政策の背景、目的、基本的方向及び財政の見通し等を明らかにするよう努める。

4 委員会は、政策提言の内容の質を高めるため、必要に応じて参考人及び専門的知見を有する者を活用するものとする。

#### 第6章 議会及び議会事務局の体制整備

(組織の見直し)

第18条 議会は、市民の意見及び社会情勢の変化に対応するため、随時、議会内の組織の見直しを行うものとする。

(政務活動費)

第19条 市政に関する調査研究その他の活動に対して交付される政務活動費は、別に定めるところによる。

(議員研修)

第20条 議会は、議員の審査、政策提言及び政策立案の能力を向上させるため、積極的に議員研修の充実を図るものとする。

2 前項の議員研修会に関し必要な事項は、別に定める。

(議会事務局)

第21条 議会は、議会の審査、政策提言及び政策立案を充実させるため、議会事務局の調査及び法務機能の強化を図るものとする。

(議会図書室)

第22条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努め、その有効活用をはかる。

(予算の確保)

第23条 議会は、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努めるものとする。

## 第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第24条 議員は、市民全体の代表者であることを深く認識して、公平、公正、誠実、清廉を基本とした厳しい倫理意識に徹し、議会が議決により定めた行為規範を遵守しなければならない。

第24条の2 政治倫理の確立のため、議会に政治倫理審査会を設ける。

第24条の3 前条に定めるもののほか、政治倫理に関する事項は、議会の議決によりこれを定める。

(議員定数)

第25条 議員定数は、飛騨市議会の議員定数条例（平成16年飛騨市条例第6号）に定めるところによる。

- 2 議員定数については、市政の現状と課題、将来の予測と展望、財政力の視点等を十分考慮するとともに、市民意見の聴取に努めるものとする。
- 3 議員定数の条例改正議案は市民の直接請求及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して、委員会又は議員が提出できるものとする。
- 4 委員会又は議員は、前項の条例改正議案の提出に当たって、市民及び学識経験者の意見を聴取するものとする。

(議員報酬)

第26条 議員報酬は、飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成16年飛騨市条例第52号）に定めるところによる。

## 第8章 議会活動の評価、点検、見直し

(評価制度)

第27条 議会は議会改革の継続的な取り組みを進めるため、本条例に基づく活動について、少なくとも年1回、その評価、点検を行うものとする。

- 2 前項の評価、点検に関しては、議会運営委員会を中心として評価、点検するものとする。

3 議会は前項の評価、点検に当たって、市民の意見を聴取することができるものとする。

(見直し手続き)

第28条 議会は、前条の評価結果に基づいて、必要がある場合は条例改正等の措置を講ずるものとする。

2 議会は、前条の規定により措置を講じた場合は、その理由及び内容を公表する。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月22日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月19日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。